

令和6年度 市民の身近な景観資源発見と意識啓発のための動画制作業務委託 仕様書

1 目的

本市では、景観計画において「かわさき百年の風土記づくり」を景観形成の基本理念とし、4つの基本目標を定め景観形成を進めている。

本業務は、市制100周年をきっかけとして、様々な自然景観、都市景観、まちの歴史、人々が生活する姿など、多種多様な要素が重なりあい、関係しあうことによってつくられてきた地域固有の景観を多くの市民が再認識し、愛着を持って、身近な街並みをまもり、育てていけるよう、そして、次の100年に向けてさらに個性と魅力あふれる表情豊かな景観をつくっていけるよう、市民の心に響き、気づきを与える意識啓発のための動画を市民参加により制作することを目的とする。

2 業務履行期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

3 履行場所

川崎市まちづくり局景観・地区まちづくり支援担当

4 委託業務の内容

(1) 企画・構成

ア 目的を達成するための動画の構成、市民参加の方法、動画の活用方法（完成時に限らず将来の活用を含む）を企画する。

イ 制作する動画については、主として市民*自らが撮影する写真・動画を公募により収集した素材を使用することを前提に企画し、公募要領を作成する。なお、可能な限り多くの市民が参加できるよう工夫をすること。

また、写真・動画等の公募事務は本市が行うこととし、委託内容には含まない。

※在住者のみならず、来訪者や事業者等も含む。以下同様。

ウ 動画は、全市を対象とした本編（3分）、短縮版（15秒）の他、活用方法を踏まえ15秒以上15分以内の動画を3本以上とする。本市の景観要素を意識した季節限定版や地域限定版、本編には含められなかった素材を活用した番外編などを制作することも可とする。短縮版の本数及び長さは本市と協議の上決定するものとする。

エ 動画の活用方法については、市民に限らず広く、また、将来にわたって発信できるよう企画する。完成時のSNSでの発信、市内の大型ビジョン（アゼリアビジョン等）、デジタルサイネージへの掲載は実施する前提とする。併せて、目的の達成を確認するための効果検証手法を検討する。

(2) 撮影・編集

ア (1)ウで企画した内容は、ファイル形式はmp4、画質はフルハイビジョンとして編集し、動画を制作する。

イ 動画の冒頭及び末尾には、本市ブランドメッセージ等を使用する（素材は発注者より提供する）。

ウ (1)イの市民からの写真・動画の応募状況等を踏まえ、他に素材が必要となる場合は、本市と協議の上、本市ホームページや公式インスタグラム(kawasaki_townscape)からの転用や、受託者自らが撮影した素材の利用を可とする。この場合において、撮影場所の利用調整や撮影許可等の手続は、受託者において行うこと。

エ ナレーションやインタビュー等の音声を入れる場合は、日本語のテロップを入れること。

オ BGM等の音楽素材の使用に関しては、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続を受託者において行うこと。

(3) 全般

ア (1)、(2)の各作業工程において、本市と作業内容について打ち合わせるとともに、応募状況や作業状況を適時共有し、必要な修正を行う。

イ 著作権や肖像権、その他のトラブルが発生しないように企画、編集、必要な手続等を行い、万が一トラブルが発生した際は、受託者において対応を行う。

5 成果物

(1) 完成映像データ

4 (2)アの制作した動画（ファイル形式はmp4形式、画質はフルハイビジョン）をデータで提出する。なお、ウェブサイトやYouTube、SNS、デジタルサイネージ等での上映を想定し、それに適したデータ量とすること。

(2) 素材データ

(1)の映像データからテロップ及びBGMを除いたデータを提出する。

(3) 委託業務報告書

4 (1)イの公募要領、4 (1)エの動画の活用方法、4 (3)アの打合せ記録等、本業務で作成した資料をまとめCD-R等で提出する。報告書の作成、提出にあたっては、本市と協議すること。

6 その他

(1) 経費の負担

打合せ会場使用料、物品の調達費、謝礼など、業務に必要な経費が生じる場合は受託者の負担とする。

(2) 成果物の帰属

成果物及び成果物を作成する過程で作成された付属物等に係る著作権、所有権、使用权等一切の権利は発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく、成果物を複製、公表、貸与又は使用してはならない。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有すものとする。

(3) その他

本仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、その都度、両者協議し、決定すること。